

## 胎内市フードバンク協議会規約

(名称)

第1条 本会は、胎内市フードバンク協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、胎内市本郷 544-1「一般社団法人みらいず」に置く。

(目的)

第3条 協議会は、次条に掲げる事業を運営し、個人・企業等から寄附を受けた食料品等を受け入れ、支援を必要とする利用者への無償提供を通じて、誰もが安心して暮らせる社会の構築と支え合いの地域づくりに貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) フードバンク事業
- (2) 子ども宅食事業
- (3) 前各号に掲げるもののほか、協議会で必要と認めた生活困窮者又は、障がい者、ひきこもり等に対する支援事業

(事業実施区域)

第5条 協議会の事業実施区域は、胎内市とする。

(提供場所)

第6条 事業の主たる提供場所は、胎内市東本町 22-31「共生型福祉拠点施設まち・らぼ」とする。

(会員)

第7条 協議会は、次の各号に掲げる会員をもって構成する。

- (1) 一般社団法人みらいず
- (2) 社会福祉法人胎内市社会福祉協議会
- (3) その他協議会が必要と認めた者

(役員)

第8条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 代 表 1名
- (2) 副代表 1名
- (3) 会 計 1名
- (4) 監 事 1名

- 2 前項の役員は、会員の互選とする。
- 3 役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員任期)

第9条 協議会の役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第10条 代表は、協議会を代表し、会務をとりまとめる。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるときはその職務を代理し、代表が欠けたときはその職務を行う。
- 3 会計は、協議会の経理を行う。
- 4 監事は、会計を監査し、結果を総会に報告する。

(総会種別等)

第10条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会において出席した会員のうちから選出する。
- 3 総会の議決は、出席会員の過半数をもって議決とし、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 4 通常総会は、年1回以上開催する。
- 5 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 会員数の2分の1以上から会議の目的を明らかにした書面により、請求があったとき。
  - (2) 監事から、速やかに総会で報告をする必要があるとして招集があったとき。
  - (3) その他代表が必要と認めたとき。
- 6 代表は、簡易な事項又は急を要する事項については、書面又は持ち回りの方法により全会員の賛否を求め、会員数の過半数の同意をもって総会の議決に代えることができる。

(総会権能)

第11条 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 役員選任について
- (2) 規約の改定について
- (3) 予算・決算について
- (4) 事業計画・事業報告について

(5) 会員の追加について

(6) その他代表が必要と認めた事項

(会計年度及び経費)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 協議会の経費は、補助金、寄附金、協賛金、その他の収入をもってこれにあてる。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は代表が役員に諮り、別に定める。

#### 附 則

1. この規約は、令和3年6月11日から施行する。
2. この規約の一部を改正し、令和4年5月17日から施行する